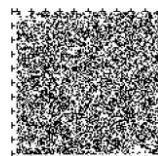


第6期嘉麻市障害福祉計画・ 第2期嘉麻市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

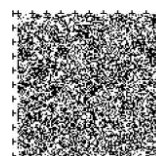
令和3年3月

嘉 麻 市



目 次

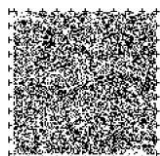
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の期間.....	6
第4節 計画の策定と推進の方法.....	7
1 計画の策定方法.....	7
2 計画の推進方法.....	8
(1) 庁内ならびに関係機関との連携強化.....	8
(2) 国や県、近隣市町との連携強化.....	8
(3) さまざまな組織・団体との協働体制強化.....	8
(4) 広報・啓発活動の推進.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	10
1 人口構成の状況.....	10
2 世帯構成の状況.....	11
第2節 障害者手帳所持者などの状況.....	12
1 身体障がいのある人の状況.....	12
2 知的障がいのある人の状況.....	13
3 精神障がいのある人の状況.....	14
4 難病患者の状況.....	15
5 障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
第1節 基本的な視点.....	22
1 地域共生社会の実現に向けた取組.....	22
2 自己決定の尊重と意思決定の支援.....	22
3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供.....	22
4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援.....	23
第2節 サービス・支援の体系.....	24
第4章 障がい福祉サービス.....	27
第1節 訪問系サービス.....	28



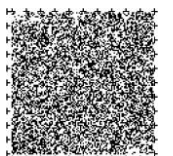
第2節	日中活動系サービス	30
第3節	居住系サービス	34
第4節	相談支援	37
第5章	地域生活支援事業	41
第1節	必須事業	42
第2節	任意事業	47
第6章	障がいのある子どもへの支援	49
第1節	通所支援	50
第2節	障がい児相談支援	52
第7章	令和5年度に向けた数値目標	53
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	54
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
3	地域生活支援拠点等の整備	55
4	福祉施設から一般就労への移行等	55
5	障がい児支援の提供体制の整備等	56
(1)	児童発達支援センターの設置	56
(2)	保育所等訪問支援の充実	56
(3)	重症心身障がいのある子どもを支援する事業所の確保	57
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	57
6	相談支援体制の充実・強化等	57
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	58
資料編		59
1	嘉麻市障がい者施策推進協議会条例	60
2	嘉麻市障がい者施策推進協議会委員名簿	62
3	計画策定の経緯	62
4	用語解説	63

本文中、「障がい福祉サービス*などについては、・・・」のように、「*」がついている言葉については、巻末の「資料編 4 用語解説」のなかで、用語の説明を行っています。

各ページには音声コード「Uni-Voice」が付いています。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで撮影すると、記載されている内容を音声で聞くことができます。



■ 第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の背景と趣旨

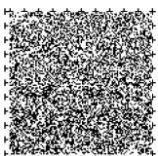
わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービス*などについては、平成15年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度*に転換した後、平成18年度の障害者自立支援法*の施行により、身体障がいおよび知的障がいのある人に加え、支援費制度*の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、障害者自立支援法*が改正され、平成25年度、障害者総合支援法*が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度施行の改正児童福祉法*により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。また、平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法*の定めにより、市町村において障害児福祉計画を策定することになりました。

嘉麻市においては、第1期嘉麻市障害福祉計画（平成18年度～20年度）、第2期嘉麻市障害福祉計画（平成21年度～23年度）、第3期嘉麻市障害福祉計画（平成24年度～26年度）、第4期嘉麻市障害福祉計画（平成27年度～29年度）、第5期嘉麻市障害福祉計画・第1期嘉麻市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

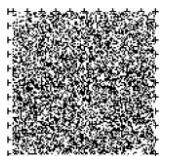
また、近年頻発する自然災害発生時における要配慮者への支援のあり方や、多くの人々の暮らしに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症による新たな課題も生じており、新しい生活様式に対応したサービスを求められています。



第5期嘉麻市障害福祉計画・第1期嘉麻市障害児福祉計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした嘉麻市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「第6期嘉麻市障害福祉計画・第2期嘉麻市障害児福祉計画（令和3年度～5年度）」（以下、「本計画」）を策定し、嘉麻市における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

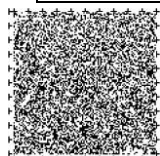
本計画で対象とする「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」は、「障害者総合支援法*」に基づきサービス給付などを受ける障がいのある人を示しています。「障がいのある人」は、「障害者総合支援法*」第4条第1項で、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である人と定義されています。「障がいのある子ども」は、「障害者総合支援法*」第4条第2項で、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である人と定義されています。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。



【国の動向】（平成25年以降）

年	主な制度・法律	主な内容
平成25年	障害者総合支援法*の施行 （障害者自立支援法*の改正）	・ 共生社会実現等の基本理念の制定 ・ 障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者優先調達法*施行	・ 国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務づけ
平成26年	障害者権利条約*の批准	・ 障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律*の施行	・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成28年	障害者差別解消法*の施行	・ 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法*の施行 ※一部平成30年4月施行	・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮*の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法*の施行	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法*の施行	・ 発達障害者支援地域協議会の設置 ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成30年	【改正】障害者総合支援法*及び児童福祉法の施行	・ 障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法*の施行	・ 障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成31年	障害者文化芸術推進計画*策定	・ 障がいのある人による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障がいのある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障がいのある人の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	【改正】障害者雇用促進法* ※令和2年4月施行	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和2年	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*施行	・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

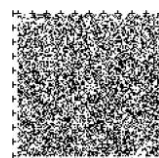


第2節 計画の位置づけ

嘉麻市障害福祉計画は、障害者総合支援法*第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、嘉麻市障害児福祉計画は、児童福祉法*第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。また、嘉麻市では、障害福祉計画および障害児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

障害者基本法*に基づく「嘉麻市障害者計画」が嘉麻市における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、障害福祉計画および障害児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「福岡県障害者福祉計画」、また、嘉麻市における上位計画である「嘉麻市総合計画」や「嘉麻市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「嘉麻市障害者計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。



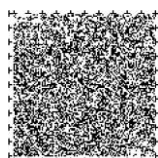
第3節 計画の期間

第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

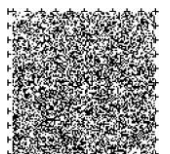
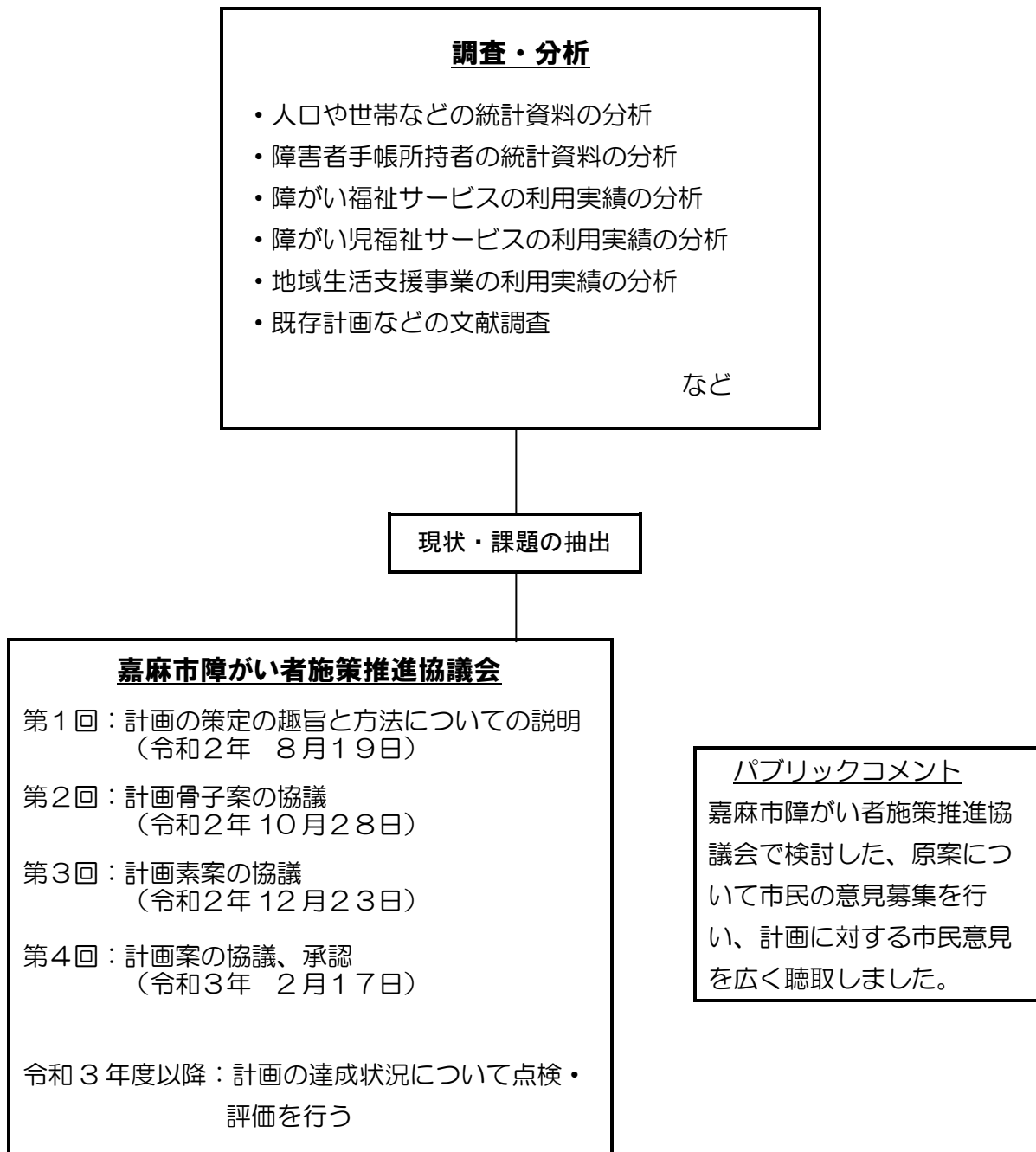
<計画の期間>

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2期障害者計画														
					第3期障害者計画									
										第4期障害者計画				
第3期障害福祉計画														
			第4期障害福祉計画											
						第5期障害福祉計画								
									第6期障害福祉計画					
												第7期障害福祉計画		
						第1期障害児福祉計画								
									第2期障害児福祉計画					
												第3期障害児福祉計画		



第4節 計画の策定と推進の方法

1 計画の策定方法



2 計画の推進方法

（１）市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、社会福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

（２）国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの充実と機能強化を図っていくとともに、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

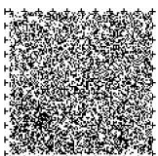
（３）さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい者基幹相談支援センターおよび相談支援事業所、障がい福祉サービス*事業所や障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

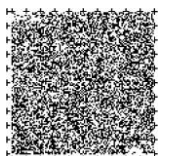
（４）広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進し、共生社会を実現するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル*」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい者基幹相談支援センターおよび相談支援事業所、障がい福祉サービス*事業所や障がい児通所施設事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー*」の実現をすすめます。



■ 第2章 障がいのある人を取り巻く状況



第1節 人口・世帯の状況

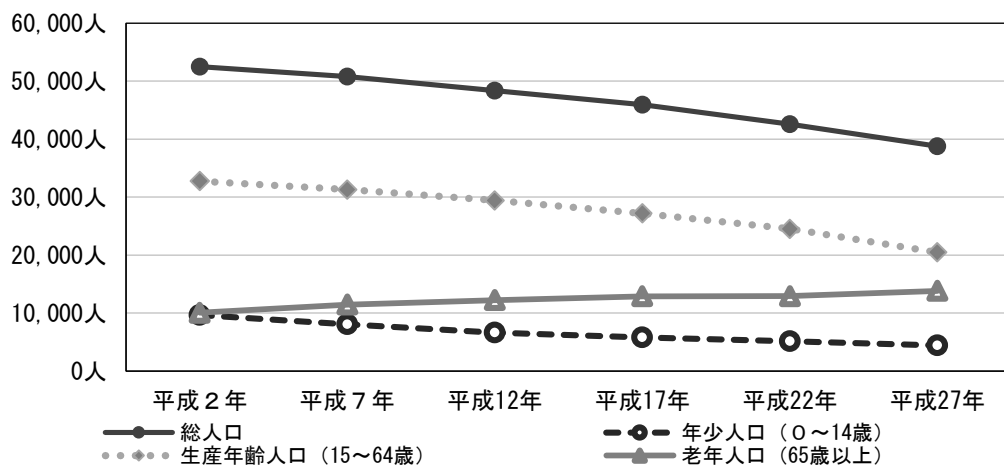
1 人口構成の状況

嘉麻市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成2年の52,497人から平成27年の38,743人となり、この25年間で13,754人減少しています。

年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、老年人口（65歳以上）の増加が顕著となっており、この25年間で3,777人増加しています。このことから、急速に少子高齢化が進行していることがうかがえます。

このような少子高齢化は、その後も同様に推移し、令和2年には高齢化率が39.3%となっています。

＜総人口と人口構成の推移＞

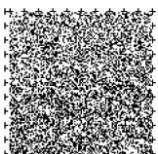


単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	52,497	50,804	48,378	45,929	42,589	38,743	37,096
年少人口 (0歳～14歳)	9,655 18.4%	8,055 15.9%	6,638 13.7%	5,777 12.6%	5,156 12.1%	4,416 11.4%	4,066 11.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	32,761 62.4%	31,283 61.6%	29,421 60.9%	27,177 59.3%	24,520 57.6%	20,479 52.9%	18,453 49.7%
老年人口 (65歳以上)	10,051 19.2%	11,466 22.6%	12,240 25.3%	12,880 28.1%	12,910 30.3%	13,828 35.7%	14,577 39.3%

資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含む
令和2年のデータは、10月1日現在の市民課データによる



2 世帯構成の状況

嘉麻市の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は平成2年から平成27年にかけて減少傾向にあり、25年間で1,392世帯減少しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯数に占める割合は、平成2年の59.9%から平成27年の57.1%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の14.2%から平成27年では24.4%と増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の3,256世帯が平成27年には4,839世帯となっており、25年間で1,583世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が1,458世帯増加しており、高齢者のひとり暮らし世帯の急増が、単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成2年の49.2%から平成27年では63.2%と増加しています。

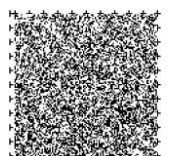
高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般 世帯数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	16,945 100%	10,147 59.9% 100%	1,440 8.5% 14.2%	3,256 19.2% 100%	1,602 9.5% 49.2%
平成7年	17,114 100%	10,145 59.3% 100%	1,653 9.7% 16.3%	3,689 21.6% 100%	1,949 11.4% 52.8%
平成12年	17,238 100%	10,104 58.6% 100%	1,833 10.6% 18.1%	4,241 24.6% 100%	2,335 13.5% 55.1%
平成17年	17,022 100%	9,852 57.9% 100%	1,920 11.3% 19.5%	4,567 26.8% 100%	2,612 15.3% 57.2%
平成22年	16,404 100%	9,397 57.3% 100%	1,941 11.8% 20.7%	4,739 28.9% 100%	2,689 16.4% 56.7%
平成27年	15,553 100%	8,886 57.1% 100%	2,165 13.9% 24.4%	4,839 31.1% 100%	3,060 19.7% 63.2%

資料：国勢調査



第2節 障害者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*の所持者数の推移をみると、平成28年に2,727人であったものが、令和2年には2,455人となり、272人減少しました。

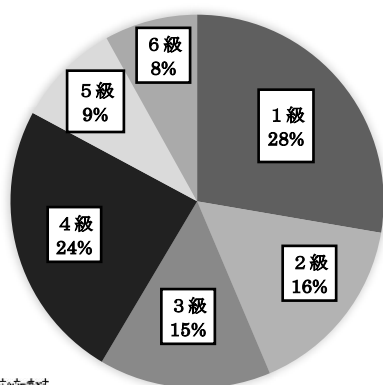
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

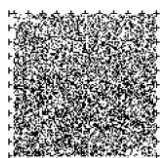
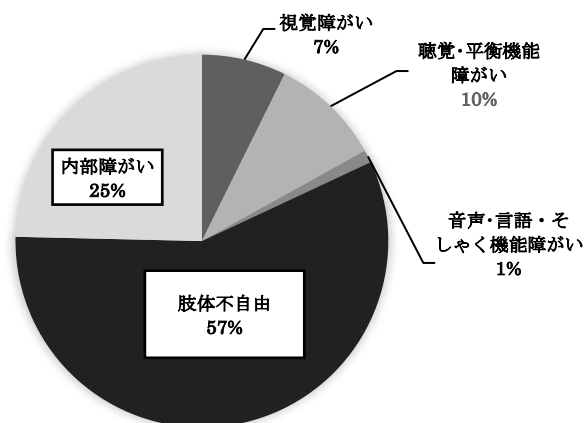
区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
合 計		2,727	2,663	2,605	2,530	2,455
年代別	18歳未満	30	31	25	25	28
	18歳以上	2,697	2,632	2,580	2,505	2,427
障がい程度別	1級	731	716	703	692	680
	2級	455	431	419	406	391
	3級	416	401	390	377	366
	4級	655	647	632	613	597
	5級	255	250	249	239	223
	6級	215	218	212	203	198
障がい種別	視覚障がい	214	208	200	190	180
	聴覚・平衡機能障がい	274	270	259	248	236
	音声・言語・そしゃく機能障がい	21	23	25	25	27
	肢体不自由	1,642	1,581	1,528	1,474	1,408
	内部障がい	576	581	593	593	605

資料：障がい者福祉係（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（令和2年）＞



＜障がい種別の割合（令和2年）＞



年代別にみると、「18歳以上」が99%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。令和2年には、「1級と2級」が43.6%、「3級と4級」が39.2%、「5級と6級」が17.1%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、令和2年には、1,408人で、全体の57.4%を占めています。以下、内部障がいの605人（24.6%）、聴覚・平衡機能障がいの236人（9.6%）が続いています。

2 知的障がいのある人の状況

療育手帳*の所持者数の推移をみると、平成28年に557人であったものが、令和2年には623人となり、66人増加しました。

年代別にみると、「18歳以上」が約8割を占めています。

障がい程度別にみると、「A」よりも「B」の手帳所持者の割合が高くなっています。令和2年には、「A」の手帳所持者が270人で全体の43.3%を占めています。

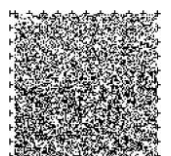
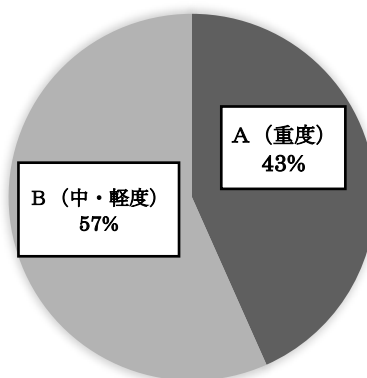
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
合 計		557	580	593	616	623
年代別	18 歳未満	109	112	104	111	120
	18 歳以上	448	468	489	505	503
障がい 程度別	A(重度)	259	263	264	271	270
	B(中・軽度)	298	317	329	345	353

資料：障がい者福祉係（各年3月31日現在）

<障がい程度別の割合（令和2年）>



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳*の所持者数の推移をみると、平成28年に258人であったものが、令和2年には350人となり、92人増加しました。

年代別にみると、20歳～64歳が240人で全体の68.6%を占めています。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和2年では、2級の手帳所持者が210人で全体の60%を占めています。

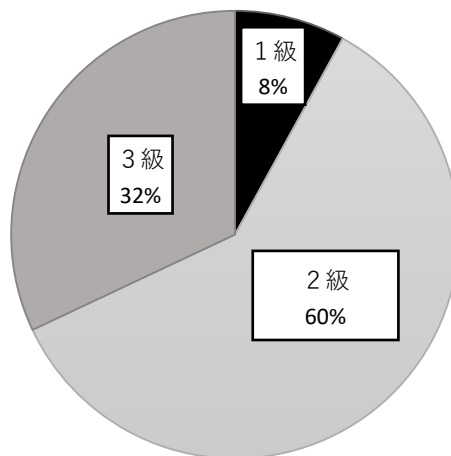
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
合 計		258	280	301	330	350
年代別	20 歳未満	15	12	17	20	23
	20 歳～64 歳	196	211	217	228	240
	65 歳以上	47	57	67	82	87
障がい 程度別	1 級	27	26	31	35	28
	2 級	142	158	180	196	210
	3 級	89	96	90	99	112

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）

<障がい程度別の割合（令和2年）>



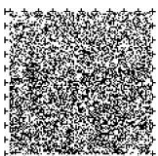
自立支援医療*（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成28年に539人であったものが、令和2年には653人となり114人増加しました。

<自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
自立支援医療*（精神通院医療）受給者数	539	537	604	634	653

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）



4 難病患者の状況

「難病*」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病*や筋萎縮性側索硬化症（ALS）*などが難病*に該当します。

難病*のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*」と「改正児童福祉法*」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成29年4月から722疾病、平成30年4月からは757疾病となりました。

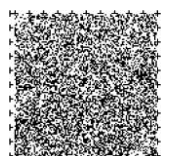
嘉麻市では、特定医療費（指定難病）受給者証*の所持者は、平成28年の304人と令和2年の317人を比較すると13人増加しています。また、令和2年の小児慢性特定疾病医療受給者証*の所持者は、20人となっています。

<特定疾患医療受給者証所持者数などの推移>

単位：人

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
特定医療費（指定難病）受給者証*所持者数 （特定医療費（指定難病）支給認定者数）	304	316	298	319	317
小児慢性特定疾病医療受給者証*所持者数 （小児慢性特定疾病医療費支給認定者数）	22	15	15	19	20

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）



5 障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況

1. 療育訓練について

障がいのある乳幼児、または発達の遅れや発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し、療育訓練を行っています。

内容については、ことば・運動の個別訓練と小集団訓練（運動訓練やソーシャルスキルトレーニング（SST）を含む訓練）、医師診察、保護者の心理相談を行っています。

平成31年度の療育事業登録者数は204人、療育事業利用者数は193人、療育事業延人数は1,047人となっています。

※SST…やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング

療育訓練登録者数

単位：人

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療育事業登録者数	210	204	183	170	204
療育事業利用者数	172	163	163	157	193
療育事業延人数	1,340	1,128	956	1,073	1,047

資料提供：子育て支援課（各年度実績）

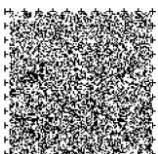
2. 療育訓練実施状況

1) 個別訓練

言語聴覚士による言語訓練（ことばの教室）、作業療法士による運動訓練（運動の教室）やSSTなどを実施しています。ことばの教室、運動教室の人数は、増加傾向にあります。

区分			年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個別訓練	ことばの 教室	実人数(人)	107	110	113	121	131	
		延人数(人)	317	367	384	418	431	
		日 数(日)	68	62	66	68	71	
	運動の 教室	実人数(人)	77	87	86	108	112	
		延人数(人)	228	286	275	381	401	
		日 数(日)	74	93	85	116	89	
	あそびの 教室	実人数(人)	35	－	－	－	－	
		延人数(人)	164	－	－	－	－	
		日 数(日)	50	－	－	－	－	
	発達相談 (心理相談)	実人数(人)	－	11	－	－	109	
		延人数(人)	－	23	－	－	157	
		日 数(日)	－	13	－	－	36	
	個別の SST	実人数(人)	－	3	1	－	2	
		延人数(人)	－	6	6	－	14	
		日 数(日)	－	6	6	－	12	
延人数合計(人)			709	682	665	799	1,003	
延日数合計(人)			192	174	157	184	208	

資料提供：子育て支援課（各年度実績）

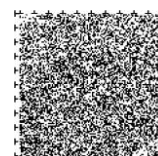


2) 小集団訓練

お子さんの特性に応じたプログラムを作業療法士が設定し、年々少、年少のお子さんの少人数のグループを作り活動しています。運動や親子活動を取り入れ、家でできる運動なども紹介しながら、体を使うことの楽しさや親子で触れ合いながら遊ぶことの楽しさを、体験を通して学べるように実施しています。

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
あそびの 教室	実人数(人)	42	21	6	-	-
	延人数(人)	631	404	53	-	-
	日 数(日)	133	89	17	-	-
運動訓練 を含む SST の 教室	実人数(人)	-	3	20	17	13
	延人数(人)	-	16	238	274	172
	日 数(日)	-	6	94	22	19

資料提供：子育て支援課（各年度実績）



3. 就学の状況

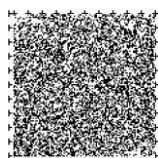
嘉麻市内の小学校の児童数、中学校の生徒数は、減少傾向にありますが、特別支援学級の児童数、生徒数は、増加傾向にあります。

令和2年度は、小学校の児童数1,808人のうち、特別支援学級の児童数は105人、中学校の生徒数901人のうち、特別支援学級の生徒数は、38人となっています。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内小学校数		8	8	8	8	8	8
学級数		101	100	101	98	100	101
	うち 特別支援学級数	16	17	19	18	19	21
児童数		1,928	1,902	1,881	1,811	1,830	1,808
	うち 特別支援学級の 児童数	57	65	73	76	89	105
市内中学校数		5	5	5	5	5	5
学級数		51	49	48	49	47	47
	うち 特別支援学級数	10	9	9	10	10	11
生徒数		1,002	969	921	946	911	901
	うち 特別支援学級の 生徒数	22	20	34	38	41	38

資料提供：学校教育課（各年度5月1日現在）



4. 巡回相談の状況

嘉麻市では、児童の健やかな成長と保護者の育児不安や負担を軽減するため、市内の保育所（園）・幼稚園や学童保育所、小学校を専門相談員等が巡回訪問し、発達が気になる児童を発見し、早い段階からの支援に繋がっています。

【実績】

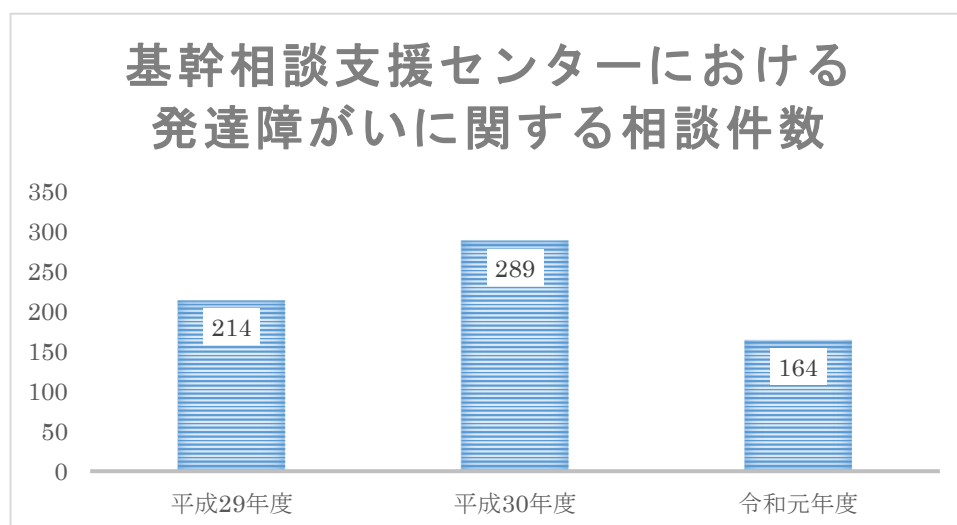
単位：人

保育所（園） ・幼稚園		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	延人数（要観察児）	426	586	440	376	385
学童保育所	実人数（要観察）	290	401	308	281	306
	療育への移行	7	19	28	20	29
小学校	訪問学童保育所数	7	7	7	7	7
	延訪問回数	21	20	20	18	16
	延保護者相談件数	28	11	8	7	15
小学校	訪問小学校数	8	8	8	8	8
	延訪問回数	32	36	49	58	50

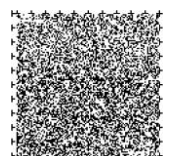
資料提供：子育て支援課（各年度実績）

5. 基幹相談支援センターにおける発達障がいに関する相談件数

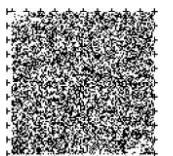
平成29年度から飯塚市、嘉麻市、桂川町の広域で事業を実施している、基幹相談支援センターでは、発達相談に関する相談を受け、支援を行っています。



資料提供：社会福祉課（各年度実績）



■ 第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本的な視点

1 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に作り、認め合うことができる「地域共生社会*」の実現をめざします。そのために、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などについての取組を計画的に推進します。

2 自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会*」を実現するため、障がいのある人や障がいのある子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することを大切にします。

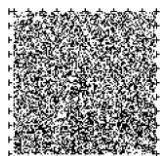
障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス*および相談支援、地域生活支援事業、ならびに障がいのある子どもが必要とする障がい児通所支援および障がい児相談支援、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、それらのサービスや支援の提供体制の整備を推進します。

3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別ごとに法律が制定され事業体系が分離していましたが、障害者自立支援法*の施行、さらに同法が改正された障害者総合支援法*において、障がい福祉サービス*や地域生活支援事業が共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが確立しました。また、障がい福祉サービス*や地域生活支援事業、障がい児通所支援の対象となる範囲として、発達障がい*や高次脳機能障がい*については、精神障がいに含むことが確認されるとともに、難病*患者も含むものとされました。

このような障がい種別などの違いを越えた一元的なサービスや支援の提供の仕組みのもとで、一人ひとりのニーズに応じて、可能な限り身近な地域で提供できる体制を整えていくとともに、広域的な連携を強化しながら、量や質の充実を図ります。

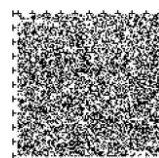
相談支援ならびに障がい児相談支援においては、ケアマネジメント*の手法を活用しながら、個人の特性を理解して、自己選択と自己決定を尊重し、意思決定を支援することが重要です。



4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

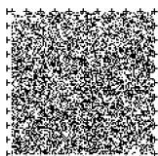
障がい児支援を行うに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある子どもおよびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援や障がい児支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を引き続き求めながら、障がい児支援の均てん化*を図ることにより、障がいのある子どもの地域支援体制の構築を図ります。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

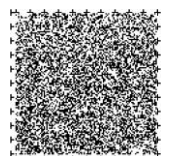


第2節 サービス・支援の体系

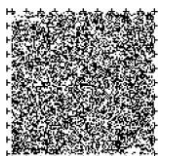
サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練）
		③自立訓練（生活訓練）
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援（A型）
		⑥就労継続支援（B型）
		⑦就労定着支援
		⑧療養介護
		⑨短期入所（ショートステイ）
	3 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助（グループホーム）
		③施設入所支援
	4 相談支援	①地域移行支援
		②地域定着支援
		③計画相談支援



サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦日常生活用具給付等事業
		⑧手話奉仕員養成研修事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター機能強化事業
障がいのある 子どもへの支援	2 任意事業	①日常生活支援
		②社会参加支援
	1 通所支援	①児童発達支援
		②放課後等デイサービス
		③保育所等訪問支援
	2 障がい児相談支援	①障がい児相談支援



■ 第4章 障がい福祉サービス



第1節 訪問系サービス

1 サービスの内容、実績および見込み

【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗じることによって、各サービスの見込量を算出しました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	100	104	104	106	108	109
	時間（／月）	1,768	1,841	1,841	1,846	1,852	1,857

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

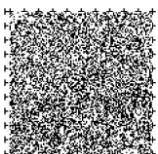
② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、介護老人保健施設に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援、その他必要な支援を行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	実人数（／月）	1	1	1	1	1	1
	時間（／月）	42	34	51	52	52	52

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値



③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	実人数（／月）	13	14	13	14	14	14
	時間（／月）	122	119	111	119	119	119

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

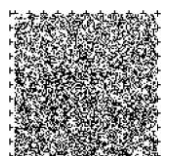
実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	実人数（／月）	2	2	2	2	2	2
	時間（／月）	32	30	21	30	30	30

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病*を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス*事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

第2節 日中活動系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを用いることで、各サービスの見込量を算出しました。

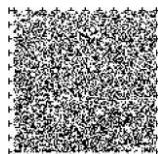
① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人数（／月）	170	168	170	170	171	171
	人日（／月）	3,435	3,408	3,436	3,436	3,456	3,456

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値



② 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人または難病*を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス*事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション*、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーション*や歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	実人数（／月）	0	0	1	1	1	1
	人日（／月）	0	0	1	5	5	5

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス*事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送るうえでまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

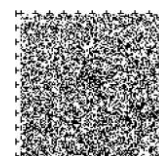
実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	実人数（／月）	10	9	10	10	10	10
	人日（／月）	153	153	172	172	172	172

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労*に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	実人数（／月）	15	11	10	14	14	15
	人日（／月）	264	179	164	245	245	261

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑤ 就労継続支援（A型）

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労*に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労*への移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援（A型）	実人数（／月）	36	34	38	41	43	46
	人日（／月）	741	696	752	800	851	905

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑥ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行をめざします。

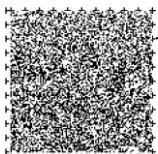
実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	153	153	161	164	167	169
	人日（／月）	2,940	2,906	3,021	3,035	3,050	3,065

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑦ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス*事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスであり、平成30年度から実施されています。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	実人数（／月）	3	5	5	6	7	8

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

＊第6期での見込量は、「第7章令和5年度に向けた数値目標：4 福祉施設から一般就労への移行等」で示す就労に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

⑧ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	実人数（／月）	8	8	8	9	9	9

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑨ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所（ショートステイ） 福祉型	実人数（／月）	19	20	9	19	19	19
	人日（／月）	161	167	102	158	158	158
短期入所（ショートステイ） 医療型	実人数（／月）	2	1	1	2	2	2
	人日（／月）	9	7	2	8	8	8

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がい福祉サービス*事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス*事業者などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。併せて、公共職業安定所*や保健福祉環境事務所*、商工会、障がい福祉サービス*事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター*などの関係機関とのネットワークの形成および障害者トライアル雇用*やジョブコーチ*制度*などの活用を促進します。

第3節 居住系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

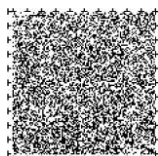
【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の各サービスの利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営むうえでの各般の問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言など援助を行うサービスであり、平成30年度から実施されています。

このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助 ※（ ）は、内数で精神 障がい者数	実人数（／月）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (1)	6 (1)

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

＊第6期での見込量は、「第7章 令和5年度に向けた数値目標：1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」で示す地域生活に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなることもあります。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 ※（ ）は、内数で精神 障がい者数	実人数（／月）	98 (30)	98 (30)	103 (32)	104 (34)	104 (34)	105 (34)

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

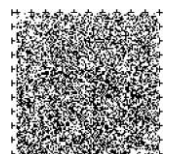
③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	実人数（／月）	93	88	85	86	86	86

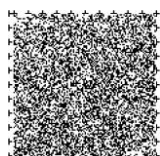
＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値



2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。自立生活援助についても同様です。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス*事業者や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。



第4節 相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の障がい福祉サービス*の利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービス*の体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備などの支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

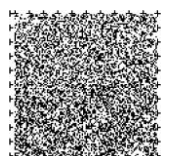
実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援 ※（ ）は、内数で精神障がい者数	実人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (1)	4 (1)

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域定着支援 ※（ ）は、内数で精神 障がい者の数	実人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (1)	4 (1)

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービス*の利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

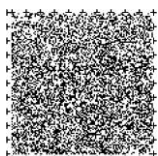
このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	実人数	465	474	443	484	494	504

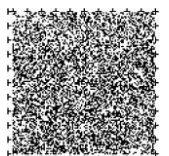
*平成30年度、令和元年度の実績は、年間の実利用者数。令和2年度の見込みは、4～9月の実利用者数



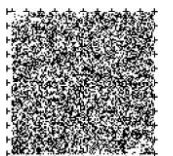
2 支援の方向性

障がい福祉サービス*を利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着をすすめるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応など）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。



■ 第5章 地域生活支援事業



第1節 必須事業

1 サービスの内容、実績および見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁*」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会や啓発活動などを行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

具体的には、障がいのある人やその家族の団体などに対して、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での避難行動要支援者*の名簿、避難支援計画（個別計画）の作成を進め、災害時の安全な避難誘導の体制づくりに努めます。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護*のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービス*の利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護*のために必要な援助などを行います。

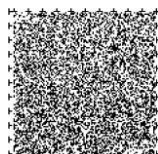
嘉麻市では、飯塚市と桂川町の広域で本事業を実施しています。

障がい者相談支援事業	実施形態	広域：飯塚圏域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
	実施者	委託先：飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

嘉麻市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援機能の強化を図ることや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導や助言、情報収集や提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。

嘉麻市では、飯塚市と桂川町の広域で基幹相談支援センターを設置しています。



【住宅入居等支援事業】

知的障がい者・精神障がい者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	のべ件数	3	4	5	5	5	5

④ 成年後見制度利用支援事業

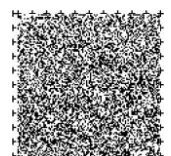
障がい福祉サービス*を利用または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度*の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	1	1	2	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度*における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。



⑥ 意思疎通支援事業

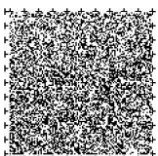
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者*や手話奉仕員*の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員*派遣	のべ回数	198	168	190	190	190	190
手話通訳者*派遣	のべ回数						
手話通訳者*設置	設置人数	1	1	1	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具*の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具ならびに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人および介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。



	単位	実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数	4	0	4	4	4	4
自立生活支援用具		9	9	9	9	9	9
在宅療養等支援用具		7	7	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具		9	9	9	9	9	9
排泄管理支援用具		1,446	1,485	1,458	1,458	1,458	1,458
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		0	0	1	1	1	1

※件数は、1か月分を1件とする。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、嘉麻市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員*（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

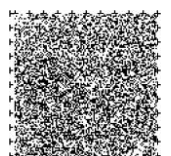
	単位等	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員*養成研修事業	受講者数	17	5	0	17	17	17

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動などの複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

	単位等	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業 （個別支援型）	実利用者数	38	34	30	30	30	30
	のべ時間	2,309	1,965	2,357	2,357	2,357	2,357
移動支援事業 （グループ支援型）	実利用者数	10	10	9	9	9	9
	のべ時間	267	210	251	251	251	251



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター*では、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

嘉麻市では、地域活動支援センター*Ⅰ型を飯塚市と桂川町の広域で設置しています。

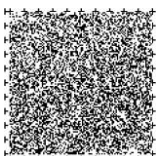
地域活動支援センター*Ⅰ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業も併せて実施します。

地域活動支援センター*	実施形態	広域：飯塚市、嘉麻市、桂川町
	実施者	委託先：NPO嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター* izumi

	単位等	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター*Ⅰ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター*機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

2 支援の方向性

事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。



第2節 任意事業

1 サービスの内容、実績および見込み

必須事業のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）や社会参加支援（自動車運転免許取得・改造助成）を行います。

① 日常生活支援

【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴および清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス*事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労および一時的な休息を支援します。

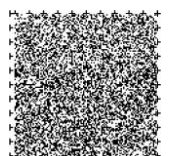
	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス	実利用者数	2	2	2	2	2	2
	のべ回数	71	61	71	71	71	71
日中一時支援	実利用者数	42	40	40	40	40	40
	のべ回数	1,158	1,166	1,284	1,284	1,284	1,284

② 社会参加支援

【自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成】

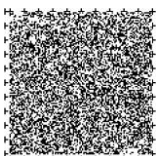
障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得費助成	のべ件数	10	2	5	5	5	5
自動車改造費助成	のべ件数	1	1	2	2	2	2

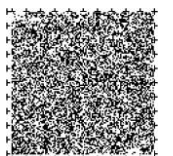


2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。



■ 第6章 障がいのある子どもへの支援



第1節 通所支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗じること、各サービスの見込量を算出しました。

① 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

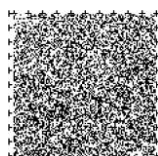
福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。「居宅訪問型」は平成30年度から実施されている児童発達支援です。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人数（／月）	33	35	32	34	36	38
	人日（／月）	457	487	427	457	487	517
医療型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	1	2	3
	人日（／月）	0	0	0	5	10	15

*平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。



実績および見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	実人数（／月）	58	73	79	85	91	97
	人日（／月）	867	1,071	1,206	1,282	1,356	1,434

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 保育所等訪問支援

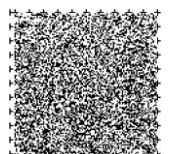
障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	実人数（／月）	0	0	0	1	2	3
	人日（／月）	0	0	0	3	6	9

＊平成30年度、令和元年度の実績は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がい福祉サービス*事業者や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。



第2節 障がい児相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成30年度～令和2年度の障がい児通所支援の利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、障がい児相談支援の見込量を算出しました。

① 障がい児相談支援

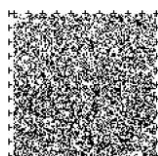
障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実人数	96	124	114	131	148	165

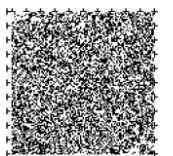
＊平成30年度、令和元年度の実績は、年間の実利用者数。令和2年度の見込みは、4～9月の実利用者数

2 支援の方向性

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。



■ 第7章 令和5年度に向けた数値目標



障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス*や障がい児通所支援などを提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

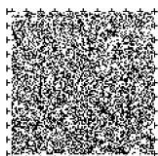
項 目	数 値	考 え 方
入所者数（基準値）	88 人	令和元年度末の人数（A）
目標年度入所者数	86 人	令和5年度末時点の利用見込み（B）
目標値 （削減見込み）	2 人	$(A) - (B) = (C)$
	2.3%	$(C) \div (A) = (D)$ （国の基準 1.6%以上）
目標値 （地域生活移行数）	6 人	施設入所からグループホームなどへの移行者数（E）
	6.8%	$(E) \div (A)$ （国の基準 6%以上）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行をすすめていくためには、市や関係行政機関を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要になります。このようなことから、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人の支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめることが大切になります。

嘉麻市では、令和2年度に、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる協議の場を設けました。また、令和3年度に、専門部会を設置します。なお、協議の場や専門部会においては、圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズや課題を整理し、地域移行の推進に努めます。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	—	—	1	5	5	5
参加者数	人	—	—	16	48	48	48
目標設定の回数	回	—	—	—	4	4	4
評価の実施回数	回	—	—	—	1	1	1



3 地域生活支援拠点等の整備

同居家族から離れて暮らすことを希望する障がいのある人を支援するために、地域生活への移行、同居家族から離れて暮らすことに関する相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居などの体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保、サービス拠点の整備やコーディネーターの配置など、地域の体制づくりが求められています。

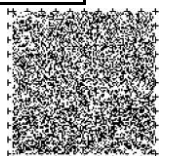
また、障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、地域における支援体制として、「地域生活支援の拠点等」の機能をさらに強化する必要があります。

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）を有する拠点をいいます。地域生活支援拠点等については、このような機能を集約する拠点を整備するもの【多機能拠点整備型】、もしくは地域における複数の機関が分担して同機能を担う面的な体制づくり【面的整備型】があります。

嘉麻市では、令和5年度末までの間、飯塚圏域における「面的整備型」による体制づくりをめざし、圏域内に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。嘉麻市としては、飯塚市、桂川町の関係者をはじめ、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの場を用いて、障がい福祉サービス事業所等の関係機関を含めた協議を行うことにより、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実に努めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数 （基準値）	6 人	福祉施設の利用者のうち、令和元年度中に一般就労*した人の数（A）
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	8 人	福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労*する人の数（国の基準：令和元年度の基準値の1.27倍以上） $(A) \times 1.27 = 7.62$
就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数（基準値）	5 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労した人の数（B）
目標値（目標年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数）	7 人	令和5年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数（国の基準：令和元年度の基準値の1.30倍以上） $(B) \times 1.30 = 6.5$
就労継続支援A型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	1 人	就労継続支援A型の利用者のうち、令和元年度中に一般就労*した人の数（C）
目標値（目標年度の就労継続支援A型事業を通じた年間一般就労移行者数）	2 人	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた年間一般就労移行者数（国の基準：令和元年度の基準値の1.26倍以上） $(C) \times 1.26 = 1.26$



就労継続支援B型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人	就労継続支援B型の利用者のうち、令和元年度中に一般就労*した人の数（D）
目標値（目標年度の就労継続支援B型事業を通じた年間一般就労移行者数利用者数）	0人	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた年間一般就労移行者数（国の基準：令和元年度の基準値の1.23倍以上） $(D) \times 1.23 = 0$
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者数	6人	令和元年度の一般就労*への移行実績（A）の1.27倍の7割とすることを目標とします。 $(A) \times 1.27 \times 0.7 = 5.33$
就労定着支援事業による職場定着率	70.0%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

（1）児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図っていくことが大切になります。

令和2年10月現在、以下の2つの児童発達支援センターが、飯塚市に設置されています。

- 児童発達支援センター こどもの森（社会福祉法人 佐与福祉会）
- まどか園（社会福祉法人 穂波学園）

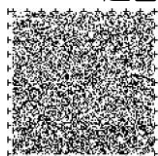
嘉麻市では、飯塚市、桂川町と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関などとの連携を働きかけ、飯塚圏域における障がい児通所支援の体制整備の充実を図ります。

（2）保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援は、平成24年4月1日施行の改正児童福祉法*により創設された支援であり、平成30年度からは、訪問支援の対象が従来の保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校および特別支援学校*などに加えて、乳児院や児童養護施設に拡大されています。

嘉麻市では、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの場を活用するなどして地域の支援のニーズを把握するとともに、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障がい児入所施設などが付加機能として実施することとも考えられることから、同事業の立ち上げについて関与していきます。

また、訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などに対して事業の趣旨を説明し、協力を求めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をすすめます。



（３）重症心身障がいのある子どもを支援する事業所の確保

重症心身障がいのある子どもが身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けることができるように、飯塚市、桂川町と連携し、地域における課題の整理やネットワークの構築などを行うことで、支援体制の充実を図ります。

（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

嘉麻市では、平成29年度に飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる医療的ケアを必要とする人の地域支援に関する専門部会を設置し、地域の課題の解決を目的とした協議を行ってきました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行うとともに、障がい児相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

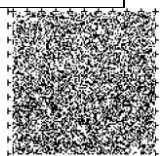
	単位	第1期			第2期（見込み）		
		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飯塚圏域の相談支援事業所におけるコーディネーターの配置人数	人	—	8	8	9	10	11

6 相談支援体制の充実・強化等

嘉麻市では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度までに、飯塚圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言・人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組などの地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することに努めます。

これらの取組の実施にあたっては、基幹相談支援センターがその機能を担うものとし、飯塚市、桂川町、基幹相談支援センターと協議を進めます。

項目	内容	単位	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有/無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	500	500	500
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	人	40	40	40
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

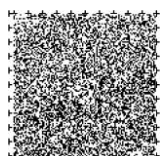


7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

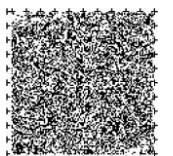
障がい福祉サービス*等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とするサービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市町村の職員には、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とするサービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれています。また、障がい者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

嘉麻市では、障がい福祉サービス*等に係る福岡県が実施する各種研修をはじめ、関係機関が実施する研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、飯塚市、桂川町との情報共有を行うとともに、その分析結果をもとに圏域内の事業所向け説明会を実施することで、事業所運営の適正化を図ります。

項目	内容	単位	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有/無	有	有	有
		回	1	1	1



■ 資 料 編



1 嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

○嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障がい者に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、嘉麻市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関する事項
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項に関する事項
- (4) その他障がい者福祉に関し、市長が特に必要と認めた事項

(全部改正〔平成27年条例11号〕、一部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉関係者 2人以内
- (3) 障がい者福祉団体等関係者 3人以内
- (4) 教育関係者 1人以内
- (5) 関係行政機関職員 2人以内
- (6) 市民からの公募による者 2人以内

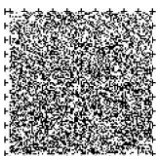
(一部改正〔平成27年条例11号・30年30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)



(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成30年条例30号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

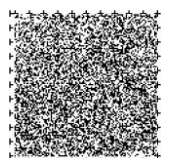
附 則(平成30年6月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の一部改正、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正、嘉麻市障害者施策推進協議会条例の一部改正、嘉麻市健康づくり推進協議会条例の一部改正、嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会の一部改正、嘉麻市社会教育委員条例の一部改正及び嘉麻市青少年問題協議会条例の一部改正に係る経過措置)

2 それぞれの条例における組織構成に関する改正規定は、この条例施行の際現に協議会等の委員である者の任期終了日後から適用する。

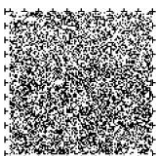


2 嘉麻市障がい者施策推進協議会委員名簿

団体名	役職	氏名	備考
嘉麻市社会福祉協議会	相談専門員	牧口 輝代	
嘉麻市民生委員児童委員協議会	委 員	田中 一幸	
嘉麻市身体障害者福祉協会	理 事	古川 勤	
嘉麻市手をつなぐ育成会	会 長	横山 利恵子	
NPO法人 嘉飯山ネットBASARA	事務局長	藤嶋 勇治	副会長
福岡県立嘉穂特別支援学校	教 諭	木下 愛子	
嘉麻市議会	議 員	藤 伸一	会長
飯塚医師会	理 事	藤木 健弘	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	村谷 京子	
飯塚公共職業安定所	次 長	吉田 実	
公募委員		坂口 清春	
公募委員		古川 宏	

3 計画策定の経緯

開催日	会議	内容
令和 2年 8月 19日	第1回協議会	計画の策定方法についての説明
令和 2年 10月 28日	第2回協議会	計画骨子案の協議
令和 2年 12月 23日	第3回協議会	計画素案の協議
令和 3年 1月 4日 ～ 2月 2日		パブリックコメント
令和 3年 2月 17日	第4回協議会	計画案の協議・承認



4 用語解説

あ行

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●均てん化：

主に医療政策の分野で用いられる語で、医療やサービスなどの地域格差などをなくし、全国どこでも等しく高度な医療やサービスなどを受けることができるようにすることを指す語。

●ケアマネジメント：

障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

●権利擁護：

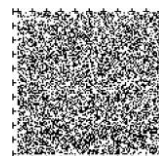
生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●公共職業安定所：

通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

●高次脳機能障がい：

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。



●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置。その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

●合理的配慮：

障害者権利条約*で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

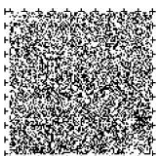
さ行

●支援費制度：

都道府県や市町村が、サービスの内容および提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービス*の利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成 18 年に施行された障害者自立支援法、さらに、平成 25 年に施行された障害者総合支援法*に基づき、給付の仕組みは変更されている。

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々での社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。



●社会的障壁：

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●社会モデル：

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●小児慢性特定疾病医療受給者証：

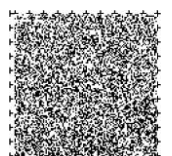
小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法*に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

●手話通訳者：

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●手話奉仕員：

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。



●障害者基本法：

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止センター：

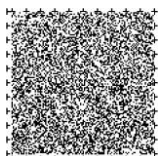
障害者虐待防止法*では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

●障害者権利条約：

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成 19 年（2007 年）に署名、平成 26 年（2014 年）に批准した。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーション*や在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。



●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約*の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者就業・生活支援センター：

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用などの関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

●障害者自立支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法*に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス*に係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法*。

●障害者トライアル雇用：

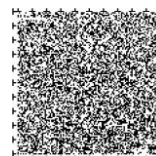
障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。

●障害者文化芸術推進法：

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした法律。

●障害者文化芸術推進計画：

障がい者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や、施策の方向性を定めた計画。



●障害者優先調達法：

国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等を調達を推進するよう、必要な措置を講じるよう定めた法律。

●障がい福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法*で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

●ジョブコーチ：

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

●ジョブコーチ制度：

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

●自立支援医療：

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●身体障害者手帳：

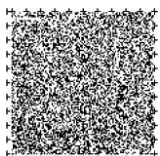
身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。



●成年後見制度利用促進法：

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進専門会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律。

た行**●地域活動支援センター：**

障害者総合支援法*に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会：

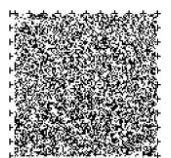
高齢化や人口減少がすすみ、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●特定医療費（指定難病）受給者証：

難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病*の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。



な行

●難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律*」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律：

難病*の患者に対する医療その他難病*に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病*の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病*の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

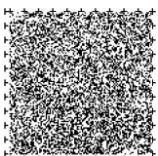
は行

●パーキンソン病：

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。



●発達障害者支援法：

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がい*のある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がい*のある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がい*の早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がい*のある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●避難行動要支援者：

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●保健福祉環境事務所：

県の機関で、県民の健康づくりや食中毒、感染症への対応、犬猫の引取、特定疾患や未熟児への医療費助成、母子家庭、生活困窮者への生活支援、医療機関や介護事業者の許認可・指定指導、廃棄物対策、大気・水質の保全、地球温暖化対策、生物多様性保全など、保健・福祉・環境に関する相談やサービスの提供、ならびに県下、市町村への専門的・技術的助言を行っている。

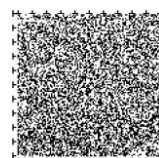
ら行

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。



**第6期嘉麻市障害福祉計画・
第2期嘉麻市障害児福祉計画**

発行年月 令和3年3月

編集・発行 嘉麻市

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

TEL:0948-42-7458 / FAX:0948-42-7091

